

電気需給約款（低圧）新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>1 適用</p> <p>この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は当社に需給契約の申し込みをされたお客さまに関し、中部電力株式会社の一般送配電事業における供給区域内のお客さまの需要場所に対して、当社が中部電力株式会社と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</p>	<p>1 適用</p> <p>この電気需給約款（以下、「本約款」といいます。）は当社に需給契約の申し込みをされたお客さまに関し、<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>の供給区域内のお客さまの需要場所に対して、当社が<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>と締結した接続供給契約にもとづき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>3 定義</p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 契約電流 お客さまが契約上使用できる最大流量（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(3) 契約容量 お客さまが契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。</p> <p>(4) 契約電力 お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(5) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p>(6) 消費税率 消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。</p>	<p>3 定義</p> <p>次の言葉は、需給契約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。</p> <p>(1) 低圧 標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。</p> <p>(2) 契約電流 お客さまが契約上使用できる最大流量（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。</p> <p>(3) 契約容量 お客さまが契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。</p> <p>(4) 契約電力 お客さまが契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。</p> <p>(5) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p> <p>(6) 消費税率 消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。</p>	

<p>(7) 一般送配電事業者 お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項9号に規定する一般送配電事業者としての中部電力株式会社をいいます。</p> <p>(8) 電灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯または水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(9) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(10) 動力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(11) 契約負荷設備 お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(12) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(13) 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて電気料金プラン約款に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、電気料金プラン約款に定めるところによります。</p>	<p>(7) 一般送配電事業者 お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第2条第1項9号に規定する<u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>をいいます。</p> <p>(8) 電灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯または水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。</p> <p>(9) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。</p> <p>(10) 動力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。</p> <p>(11) 契約負荷設備 お客さまが契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(12) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。</p> <p>(13) 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて電気料金プラン約款に記載の方法により算出された値をいいます。</p> <p>(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、電気料金プラン約款に定めるところによります。</p>	<p>(変更)</p>
---	---	-------------

(15) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気料金プラン約款で定める割引制度を適用する場合の料金は、割引前料金から割引額を差し引いたものといたします。

(16) 供給地点

当社が一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(17) 需給契約

本約款およびお客さまが適用を受ける電気料金プラン約款にもとづき、当社とお客さまとの間で締結する電気の需給に係る契約をいいます。

(18) 接続供給

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(19) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と一般送配電事業者との接続供給に係る契約をいいます。

(20) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(21) 休日

日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日、12月30日をいいます。

(22) 営業日

休日以外の日をいいます。

(15) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電気料金プラン約款で定める割引制度を適用する場合の料金は、割引前料金から割引額を差し引いたものといたします。

(16) 供給地点

当社が一般送配電事業者から、お客さまに電気を供給するために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(17) 需給契約

本約款およびお客さまが適用を受ける電気料金プラン約款にもとづき、当社とお客さまとの間で締結する電気の需給に係る契約をいいます。

(18) 接続供給

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(19) 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社と一般送配電事業者との接続供給に係る契約をいいます。

(20) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(21) 休日

日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日、12月30日をいいます。

(22) 営業日

休日以外の日をいいます。

<p>6 需給契約の申し込み</p> <p>(1) お客様が新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給契約の内容および託送供給等約款におけるお客様に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしていただきます。この場合、当社は、次のイからハのいずれかに定める方法により、お客様による申し込みを受け付けます。 契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、供給地点特定番号および料金の支払方法等。なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合には当該他の小売電気事業者との需給契約におけるお客様番号等</p> <p>イ 店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法</p> <p>ロ 提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法</p> <p>ハ 口頭、電話により受け付ける方法</p>	<p>6 需給契約の申し込み</p> <p>(1) お客様が新たに需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給契約の内容および託送供給等約款におけるお客様に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって、申し込みをしていただきます。この場合、当社は、次のイからハのいずれかに定める方法により、お客様による申し込みを受け付けます。 契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約用しゃ断器の定格電流、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、供給地点特定番号および料金の支払方法等。なお、他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合には当該他の小売電気事業者との需給契約におけるお客様番号等</p> <p>イ <u>当社所定</u>の申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法</p> <p>ロ 提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法</p> <p>ハ 口頭、電話により受け付ける方法</p>	<p>(変更)</p>
<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>2020年4月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>2020年10月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>(変更)</p>